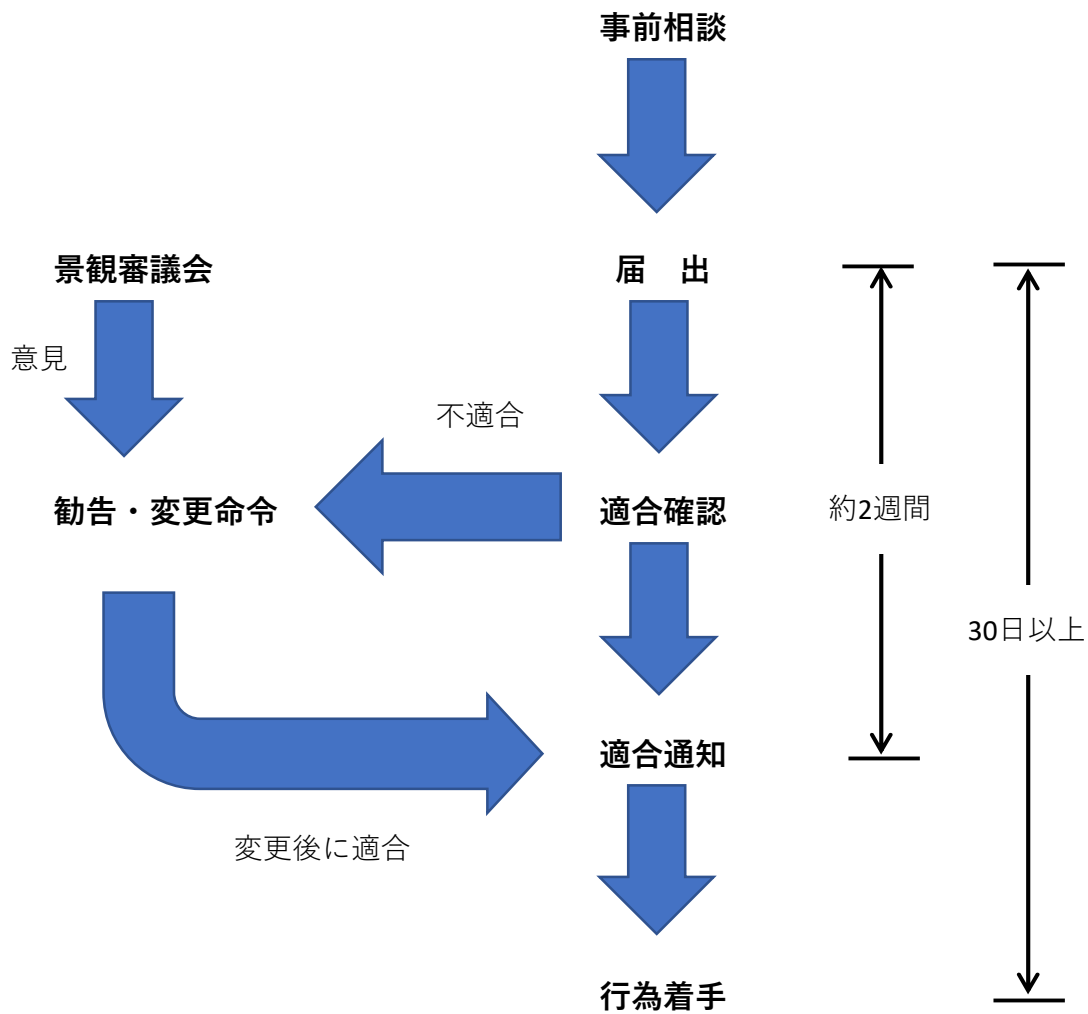


景観条例に基づく届出手続の流れ



※ 景観法により、届出から30日間は行為の着手ができませんので、行為着手の30日前までの届出が必要です。

※ 審査に要する期間は、通常は2週間程度ですが、行為の内容や場所によっては超える場合があります。

※ 建築確認申請など、その他の法律に係る手続きは、別途行う必要があります。